



ヒアリング事項に対する回答

令和2年11月25日
総務省
情報流通行政局

1. 出席者

【放送事業者】 日本放送協会、民放在京キー局5社 オブザーバー：日本民間放送連盟

【権利者】 (1) 音楽著作権関連：日本音楽著作権協会、NexTone
(2) 著作隣接権関連：日本レコード協会、日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター、映像コンテンツ権利処理機構

【事務局】 総務省情報流通行政局情報通信作品振興課、文化庁著作権課

2. これまでの開催状況

(1) 音楽著作権関連

令和2年10月29日(木) 権利処理における運用面の円滑化方策の在り方について

同年11月20日(金) 権利処理における運用面の円滑化方策の在り方について

(2) 著作隣接権関連

令和2年11月5日(木) アウトサイダーに関する報酬請求権化の在り方について

同年11月10日(火) アウトサイダーに関する報酬請求権化の在り方について

同年11月17日(火) アウトサイダーに関する報酬請求権化の在り方について

3. 今後の予定

放送事業者と権利者がWin-Winの関係となる契約を促す観点に立つとともに、改正法施行時に運用面の課題解決も図られるよう、引き続き精力的に開催。

放送事業者は、「放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化に関する制度改正等について(中間まとめ)」の方向性について、おおむね賛同している。
 なお、個別の論点に対する見解・要望は次のとおり。

中間まとめ該当箇所	放送事業者の見解・要望
<p>総論</p>	<p>制度改正によって利用円滑化を図るべきサービスについては、「同時配信」、「追っかけ配信」、「見逃し配信」を全て含めて頂きたい。</p> <p>また、現状、長時間編成における同時配信等のサービスは無料の広告型が想定されているが、法制度によって、ビジネスの範囲が狭められてしまうことは避けたいと考えている。権利者の皆様の御理解が得られるのであれば、有料配信サービスも対象としうる仕組みとしていただきたい。</p> <p>なお、ラジオや衛星放送・有線放送等についても、同時配信等のニーズがあることから、権利者との集中管理契約が存在する等、権利者の利益を不当に害しないサービスについては、放送の種類による制限を設けないで頂きたい。</p>
<p>借用素材を含む著作物及び映像実演に関して、放送の利用許諾を得た際に同時配信等の可否が不明確である場合の利用円滑化</p>	<p>推定規定は、特に許諾範囲が曖昧なケースにおける借用素材の権利処理円滑化に効果を発揮するものと期待。</p> <p>権利処理の主体として、放送番組を製作する制作会社を含めることにより、製作現場の実態に即した制度として頂くとともに、推定が覆りうる事情の例についても、権利処理実務の実態を踏まえ、ガイドラインにおいて明確化を図ることにより、放送事業者にとってリスクが高いものにならないように検討頂きたい。</p> <p>また、制度設計に当たっては、フタかぶせを極力減らし、視聴者の利便性を向上させるためにも、処理の手續が可能な限り簡便になるよう検討いただきたい。</p>

中間まとめ該当箇所	放送事業者の見解・要望
レコード・レコード実演(アウトサイダー)の利用円滑化	<p>補償金付き権利制限規定が創設されるのであれば、アウトサイダーにとっても放送事業者にとっても、補償金の手続きが過大な負担とならないような運用を検討して頂きたい。アウトサイダーの商業用レコードが使用されない事態にならないようなスキーム作りを期待する。</p>
権利者不明の場合の裁定(第67条)	<p>所在不明権利者が多い過去番組の再放送を同時配信等するためには、改めて許諾が必要になるところ、裁定制度を利用して対応することも考えられることから、「相当な努力」の要件緩和など、裁定制度の手続を更に簡便にする措置を講じていただきたい。</p>
- (全体に係る要望)	<p>若者のテレビ放送離れが進む中、多様な選択肢を通じて放送番組を多くの方々に御覧いただき、相応の対価が支払われることは、権利者の利益にもつながる。著作物の権利保護への影響を考慮しつつ、コンテンツの流通及び視聴者の利便性の向上に資するよう、また放送事業者にとって使いやすい制度となるよう、制度設計を検討いただきたい。</p> <p>制度改正後も、同時配信等の権利処理円滑化に向けて、同時配信等の実施状況等を踏まえながら、必要に応じ、更なる対応を検討していただきたい。</p>